

社会福祉法人菜の花会評議員選任及び解任委員の報酬に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人菜の花会定款第6条第3項の規定による細則に基づき、評議員選任及び解任委員に対しての報酬等に関して必要な事項を定めるものとする。

(評議員選任及び解任委員の報酬)

第2条 評議員選任及び解任委員会へ出席する委員に対して、
交通費等として5000円を支給することが出来る。

(出張旅費)

第3条 評議員選任及び解任委員が法人業務のため出張する場合は、
日当1日分5000円と旅費等を弁償することが出来る。

(改廃)

第4条 この規程を改廃する必要がある場合には、理事会の議決を経なければなら
ない。

附則

この規程は、平成29年 6月 1日から施行する。